

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年1月13日

【四半期会計期間】 第58期第3四半期(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰 貴

【本店の所在の場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ企画室長 松 尾 俊 幸

【最寄りの連絡場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ企画室長 松 尾 俊 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第57期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結累計期間	第57期
会計期間		自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
売上高	(百万円)	127,663	132,796	173,418
経常利益	(百万円)	1,026	1,788	3,270
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()	(百万円)	276	478	698
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	83	489	1,050
純資産額	(百万円)	42,278	58,144	43,412
総資産額	(百万円)	96,926	107,630	95,524
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	5.38	8.51	13.59
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	43.0	53.5	44.8

回次		第57期 第3四半期 連結会計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	9.76	7.96

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額()を算定しております。
- 5 第58期第2四半期連結会計期間において、公募による自己株式の処分(10,900,000株)、第三者割当による自己株式の処分(1,045,100株)及び自己株式の消却(2,300,000株)を行っております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は平成26年7月25日提出の有価証券届出書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年11月26日に、マレーシア法人であるSushi Kin Sdn. Bhd. の発行済株式総数の28%に相当する株式を、マレーシアにて新規設立したAsia Yoshinoya International Sdn. Bhd.を通じて取得する契約を締結いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称 Sushi Kin Sdn. Bhd.

事業の内容 回転寿司レストランチェーンの運営

(2) 株式取得を行う主な理由

同社親会社と同じくマレーシア法人であるTexchem Resources Berhadとの間で、同社グループと当社経営レベルでの人材交流およびノウハウ共有を進めるため。

(3) 株式取得予定日

平成27年3月～4月頃

(4) 被取得企業の取得原価

102,200,000マレーシア・リンギット

(5) 前提条件

Texchem Resources Berhadにおける臨時株主総会での承認決議

(6) その他

当社グループの役職員2名が対象会社の取締役役に就任する予定

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日)の連結業績は、連結売上高が1,327億96百万円(前年同期比4.0%増)、連結営業利益は14億22百万円(前年同期比304.8%増)、連結経常利益17億88百万円(前年同期比74.3%増)、連結四半期純利益4億78百万円(前年同四半期は連結四半期純損失2億76百万円)となりました。

当社グループは、成長テーマである「リ・イノベーション」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを進めております。前期より開始したグループ間での人事交流の活性化、グループ商品本部による仕入れの共通化や、(株)吉野家インターナショナルによるグループ各社の海外事業展開の統括も開始いたします。また、指導・監督層や幹部候補層の人材にリーダー教育を実施していく「グループアカデミー」も本格稼働いたします。「リ・イノベーション」の実現のため、ダイバーシティ(人材構成の多様化)の推進も引き続き行ってまいります。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間よりセグメント区分を変更しております。以下の前年同四半期との比較については、前年同四半期の数値を変更後の区分に基づき作成した数値で比較しております。セグメント区分の変更の詳細につきましては、P.17「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご覧ください。

[国内吉野家]

国内吉野家の同期間の連結売上高は、703億66百万円と、対前年同期比3.4%の増収となりました。

国内吉野家では、4月から商品価格の見直しを実施すると共に、牛丼の品質向上に取り組めました。圧倒的に「うまい」牛丼を目指し、熟成肉を使用する等、牛丼の重要な3要素である「牛肉」「たれ」「玉ねぎ」の品質向上に取り組めました。7月からは夏向けコンロ商品として、牛肉とたっぷりの野菜のバランスにこだわった「牛バラ野菜焼定食」を開発し発売いたしました。また、10月からは、昨年来、ご好評をいただいております「牛すき鍋膳」「牛チゲ鍋膳」の全国販売を開始いたしました。今年の鍋膳は熟成肉を使用し、更に旨みを増した商品設計とし、販売数も好調に推移しております。セグメント利益は、食材原価の高騰は、前期から継続しているものの、増収により、22億9百万円と、対前年同期比68.2%の増益となりました。同期間の店舗数は、22店舗を出店し、18店舗を閉鎖した結果、1,195店舗となりました。

[海外吉野家]

海外吉野家の同期間の連結売上高は、104億10百万円と、対前年同期比12.4%の増収となりました。

増収の主な要因は、円安の影響に加え米国でのクーポンセールが好調に推移したことで既存店売上高が増加したこと等によります。セグメント利益は、増収により、2億99百万円と、対前年同期比50.3%の増益となりました。同期間の店舗数は、36店舗を出店し、32店舗を閉鎖した結果、640店舗となりました。

[はなまる]

はなまるの同期間の連結売上高は、150億87百万円と、対前年同期比6.6%の増収となりました。

増収の主な要因は、店舗数の増加に加え、既存店売上高が増加したこと等によります。5月にあらゆる立地に出店可能となる自慢のかけだしを活かした新業態「はなまる屋」をオープンしました。また、9月には脂と赤身のバランスがよい牛バラ肉を甘辛く味付け コクと豊かな風味を味わえる「牛肉うどん」を発売いたしました。さらに11月に讃岐うどんの定番を大胆にアレンジした“はなまる流”のこれまでにない新たな「かま玉」のメニュー開発に取り組みました。セグメント利益は、増収により、7億45百万円と、対前年同期比29.5%の増益となりました。同期間の店舗数は、23店舗を出店し、10店舗を閉鎖した結果、369店舗となりました。

[どん]

どんの同期間の連結売上高は、174億20百万円と、対前年同期比6.7%の増収となりました。

増収の主な要因は、フォルクス及びステーキのどんの店舗改装効果等により、既存店売上高前年比が+6.5%となったことによります。また、全業態で店舗活性化策の実践に取り組み、「ステーキのどん」では、4月から多くのお客様から復活を要望されておりました「どんステーキ」の進化版「どんステグリル」を発売しました。しかしながら食材原価の高騰によりセグメント利益は、67百万円と、対前年同期比54.6%の減益となりました。同期間の店舗数は、5店舗を出店し、2店舗を閉鎖した結果、178店舗となりました。

[京樽]

京樽の同期間の連結売上高は、181億10百万円と、対前年同期比3.3%の増収となりました。

増収の主な要因は、前期から推し進めている「原点回帰」のもと、商品の上質化やサービス向上策及び販売促進策が奏功し、既存店売上前年比が+0.9%となったこと等によります。セグメント利益は、増収により、1億25百万円と、対前年同期比2億24百万円の増益となりました。同期間の店舗数は、10店舗を出店し、10店舗を閉鎖した結果、328店舗となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,076億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ121億5百万円の増加となりました。これは主として、現金及び預金が93億96百万円増加したことと、受取手形及び売掛金が7億71百万円増加したことによるものです。

負債は494億85百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億26百万円の減少となりました。これは主として、短期借入金が125億93百万円減少し、長期借入金が55億88百万円増加したことによるものです。

純資産は581億44百万円となり、前連結会計年度末に比べ147億31百万円の増加となりました。これは主として、自己株式が173億56百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様にご中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記1の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、国や地域を越えた世界中の人々のために企業活動を行い、『For the People すべては人々のために』を経営理念としております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

また、当社グループは、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を中長期的な課題としております。

既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しております。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ります。こうした「革新」を「リ・イノベーション」と名付け、グループ全体の成長テーマとして取組んでまいります。

一方この「リ・イノベーション」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。すでにグループ間での人事交流は活発化しており、グループ商品本部による仕入れの共通化や、㈱吉野家インターナショナルによるグループ各社の海外事業展開の統括にも着手いたしました。また、指導・監督層や幹部候補層の人材にリーダー教育を実施していく「グループアカデミー」も本格稼働を開始いたしました。「リ・イノベーション」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の

多様化)の推進も引き続き行ってまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、主に外食に関わる事業を展開しておりますが、当社グループの経営理念である『For the People すべては人々のために』には、企業活動を通じて国や地域を越えた世界中の人々のために貢献し、かけがえのない存在になりたいという強い思いが込められており、企業は社会の公器として永続的に事業価値を高め、社会の構成員として世の中に貢献し続けていくことが重要であると考えております。

それを具現化するための事業活動の指針となる6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を当社グループ各社の役員・従業員が行動指針として共有し実践していくことで、ステークホルダーの期待に応え、信頼される企業となるべく取り組んでまいります。

そのために、株主の皆様をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成されており、毎月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、定期的に各種経営会議を開催し、必要に応じて委員会・プロジェクト等を随時開催する等、活発な議論や意見交換が行われております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、毎月1回開催されております。監査役は毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。また、当社は、監督機能と執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、各事業会社における意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については、グループ戦略会議、業務進捗報告会、コミットメント会議等において、審議・検討を行い、取締役会がこれを監督いたしております。

当社のリスク管理の体制として、グループリスク管理規程を定め、当社グループ各社の事業リスクについて、四半期単位でグループリスク委員会を通じて取締役会に報告がなされており、グループの全社的なリスクの把握と評価および管理を行っております。当社グループの主要な事業リスクである食の安全を確保する体制に関しては、事業会社に専門部署を設置し、衛生管理・品質管理についての指導を店舗及び工場で実施しているほか、外部検査機関による定期的な衛生点検を実施しております。

また、グループ各社の役員と従業員の行動規範の羅針盤として「グループ行動憲章」を定め、法令遵守と企業倫理の徹底を図っております。さらに規範違反に対する従業員からの内部通報窓口をグループ各社ならびに当社に設け、自浄作用を高めております。

このような経営体制において、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社および当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させるものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ．株式の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独

立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ．本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- ・ 当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書及び大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提出していただきます。
- ・ 当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ・ 取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとしします。
- ・ 独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ・ 買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- ・ 本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

ハ．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成26年5月22日開催の定時株主総会において終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとしします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

前記 および の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,940,500	63,940,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	63,940,500	63,940,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月1日～ 平成26年11月30日	-	63,940,500	-	10,265	-	11,139

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 597,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,337,400	633,374	
単元未満株式	5,900		
発行済株式総数	63,940,500		
総株主の議決権		633,374	

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株吉野家ホールディングス	東京都北区赤羽南 1 - 20 - 1	597,200		597,200	0.93
計		597,200		597,200	0.93

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,174	27,571
受取手形及び売掛金	3,412	4,184
商品及び製品	2,826	2,709
仕掛品	55	23
原材料及び貯蔵品	2,868	2,959
その他	2,746	3,654
貸倒引当金	3	5
流動資産合計	30,079	41,096
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	24,803	25,851
その他(純額)	13,432	14,502
有形固定資産合計	38,236	40,353
無形固定資産		
のれん	1,471	1,313
その他	2,025	1,889
無形固定資産合計	3,497	3,202
投資その他の資産		
投資有価証券	1,087	1,199
差入保証金	15,142	15,009
繰延税金資産	929	722
その他	6,732	6,217
貸倒引当金	181	170
投資その他の資産合計	23,710	22,977
固定資産合計	65,444	66,534
資産合計	95,524	107,630

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,776	5,765
短期借入金	17,698	5,105
1年内返済予定の長期借入金	4,614	4,336
リース債務	606	754
未払法人税等	1,455	781
賞与引当金	1,359	852
役員賞与引当金	112	59
株主優待引当金	216	437
資産除去債務	8	19
その他	7,823	12,535
流動負債合計	38,673	30,649
固定負債		
社債	750	750
長期借入金	6,725	12,314
リース債務	1,096	1,524
退職給付引当金	626	635
資産除去債務	2,318	2,314
その他	1,921	1,296
固定負債合計	13,438	18,836
負債合計	52,112	49,485
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,139	11,139
利益剰余金	40,776	38,088
自己株式	18,089	733
株主資本合計	44,091	58,759
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3	5
為替換算調整勘定	1,339	1,214
その他の包括利益累計額合計	1,342	1,209
少数株主持分	663	594
純資産合計	43,412	58,144
負債純資産合計	95,524	107,630

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
売上高	127,663	132,796
売上原価	48,165	49,788
売上総利益	79,497	83,008
販売費及び一般管理費	79,146	81,586
営業利益	351	1,422
営業外収益		
受取利息	33	35
受取配当金	206	114
賃貸収入	286	280
持分法による投資利益	55	49
雑収入	699	497
営業外収益合計	1,281	977
営業外費用		
支払利息	270	231
賃貸費用	206	215
雑損失	129	164
営業外費用合計	606	610
経常利益	1,026	1,788
特別利益		
固定資産売却益	-	340
特別利益合計	-	340
特別損失		
減損損失	453	498
契約解約損	56	83
特別損失合計	510	581
税金等調整前四半期純利益	515	1,547
法人税、住民税及び事業税	985	1,272
法人税等調整額	106	119
法人税等合計	878	1,152
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	363	394
少数株主損失()	86	83
四半期純利益又は四半期純損失()	276	478

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	363	394
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	9
為替換算調整勘定	277	85
その他の包括利益合計	279	94
四半期包括利益	83	489
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	42	571
少数株主に係る四半期包括利益	40	82

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、重要性が増した吉野家餐飲管理(上海)有限公司を連結の範囲に含めております。

当第3四半期連結会計期間より、新たに設立したAsia Yoshinoya International Sdn.Bhd.及び吉野家餐飲管理(武漢)有限公司を連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日)
減価償却費	4,064百万円	3,728百万円
のれんの償却額	192 "	189 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	513	1,000	平成25年2月28日	平成25年5月30日	利益剰余金
平成25年10月10日 取締役会	普通株式	513	1,000	平成25年8月31日	平成25年11月11日	利益剰余金

(注)平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	513	10	平成26年2月28日	平成26年5月23日	利益剰余金
平成26年10月8日 取締役会	普通株式	633	10	平成26年8月31日	平成26年11月10日	利益剰余金

(注)平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成26年8月11日を払込期日とする公募による自己株式の処分（一般募集）を行い自己株式処分差益が7億33百万円発生したことにより、当第3四半期連結累計期間において同額資本剰余金が増加するとともに、自己株式が132億80百万円減少しております。

また、平成26年8月26日を払込期日とする第三者割当による自己株式の処分（オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連する第三者割当）を行い自己株式処分差益が70百万円発生したことにより、当第3四半期連結累計期間において同額資本剰余金が増加するとともに、自己株式が12億73百万円減少しております。

また、平成26年7月25日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月28日に自己株式2,300,000株の消却を行っており、資本剰余金が8億3百万円、利益剰余金が19億98百万円及び自己株式が28億2百万円それぞれ減少しております。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本剰余金が111億39百万円、利益剰余金が380億88百万円、自己株式が7億33百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	国内 吉野家	海外 吉野家	はなまる	どん	京樽	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	67,249	9,262	14,148	16,284	17,476	124,421	3,241	127,663		127,663
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	804			45	62	912	309	1,222	1,222	
計	68,053	9,262	14,148	16,330	17,538	125,334	3,551	128,886	1,222	127,663
セグメント利益 又は損失()	1,313	199	575	149	98	2,139	30	2,170	1,818	351

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社4社を含んでおりません。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,818百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,870百万円、セグメント間取引消去165百万円、及びのれんの償却額 113百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	国内 吉野家	海外 吉野家	はなまる	どん	京樽	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	69,776	10,410	15,047	17,413	18,046	130,694	2,102	132,796		132,796
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	589		40	6	64	700	401	1,102	1,102	
計	70,366	10,410	15,087	17,420	18,110	131,395	2,504	133,899	1,102	132,796
セグメント利益 又は損失()	2,209	299	745	67	125	3,448	34	3,413	1,991	1,422

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社4社を含んでおりません。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,991百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,069百万円、セグメント間取引消去191百万円、及びのれんの償却額 113百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(セグメント区分の変更)

第1四半期連結会計期間より、当社グループ内の事業再編に伴い、従来「その他」に属しておりました株式会社千吉の事業を「はなまる」セグメントの区分に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	5円38銭	8円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	276	478
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	276	478
普通株式の期中平均株式数(株)	51,394,600	56,202,508

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2【その他】

第58期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)中間配当については、平成26年10月8日開催の取締役会において、平成26年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	633百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年11月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 1月 7日

株式会社吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 野 満 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。